# 省　　令

## ○国土交通省令第六十五号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十九条（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十九条の十並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二十四条（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第百条第一項の規定を実施するため、自動車事故報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

自動車事故報告規則の一部を改正する省令

自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「を含む。」の下に「以下同じ。」を加え、「踏切において」を削り、「鉄道車両」の下に「（軌道車両を含む。以下同じ。）」を加え、同条中第七号を第十五号とし、同条第六号中「故障」の下に「（以下単に「故障」という。）」を加え、同号を同条第十一号とし、同号の次に次の三号を加える。

十二　車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）

十三　橋脚、架線その他の鉄道施設（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道施設を含む。）を損傷し、三時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの

十四　高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）において、三時間以上自動車の通行を禁止させたもの

第二条中第五号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　救護義務違反（道路交通法第百十七条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。）があつたもの

第二条中第四号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　酒気帯び運転（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第六十五条第一項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）、無免許運転（同法第六十四条の規定に違反する行為をいう。）、大型自動車等無資格運転（同法第八十五条第五項から第九項までの規定に違反する行為をいう。）又は麻薬等運転（同法第百十七条の二第三号の罪に当たる行為をいう。）を伴うもの

第二条中第三号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　自動車に積載されたコンテナが落下したもの

第二条第二号中「をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　十人以上の負傷者を生じたもの

第二条第一号の次に次の一号を加える。

二　十台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの

第三条第一項中「使用者」の下に「（以下「事業者等」という。）」を加え、「三十日以内」を「当該事故があつた日（前条第十号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があつたことを知つた日、同条第十五号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日）から三十日以内」に改め、同条第二項中「第六号」を「第十一号及び第十二号」に改める。

第四条第一項中「旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに前条の自家用自動車の使用者」を「事業者等」に、「につき、第二条第一号に該当する事故であり、かつ、同条第二号に該当する事故若しくは同条第三号」を「について、次の各号のいずれか」に、「第三条第一項」を「前条第一項」に、「電報」を「ファクシミリ装置」に、「二十四時間以内に」を「二十四時間以内においてできる限り速やかに」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第二条第一号に該当する事故（旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者（以下「旅客自動車運送事業者等」という。）が使用する自動車が引き起こしたものに限る。）

二　第二条第三号に該当する事故であつて次に掲げるもの

イ　二人（旅客自動車運送事業者等が使用する自動車が引き起こした事故にあつては、一人）以上の死者を生じたもの

ロ　五人以上の重傷者を生じたもの

ハ　旅客に一人以上の重傷者を生じたもの

三　第二条第四号に該当する事故

四　第二条第五号に該当する事故（自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。）

五　第二条第八号に該当する事故（酒気帯び運転があつたものに限る。）

「

| 事故の種類 | 区分 | 1 転覆 | 2 転落 | 3 路外逸脱 | 4 火災 | 5 踏切 | 6 衝突 | 7 死傷 | 8 危険物等 | 9 車内 | 10 健康起因 | 11 車両故障 | 12 その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ☆発生の順 | | | | | | | | | | | | |
| ☆転落の状態 | 落差 | m | | | | | | 水深 m | | | | | |
| 衝突等の状態 | 1 正面衝突 4 接触 | 2 側面衝突 5 物件衝突 | | | | | | 3 追突 | | | | | |

」を

別記様式㈹中

「

| 事故の種類 | 区分 | 1 転覆 | 2 転落 | 3 路外逸脱 | 4 火災 | 5 踏切 | 6 衝突 | 7 死傷 | 8 危険物等 | 9 車内 | 10 飲酒等 | 11 健康起因 | 12 救護違反 | 13 車両故障 | 14 交通障害 | 15 その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ☆発生の順 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ☆転落の状態 | 落差 | m | | | | | | | | 水深 m | | | | | | |
| 衝突等の状態 | 1 正面衝突 4 接触 | 2 側面衝突 5 物件衝突 | | | | | | | | 3 追突 | | | | | | |

」に改める。

別記様式㈱(4)中「第２条第６号」を「第２条第11号又は第12号」に改める。

別記様式㈱(6)８中「第２条第３号」を「第２条第５号又は第６号」に改める。

別記様式㈱(6)12中「１から11まで」を「１から14まで」に改め、同様式㈱(6)中12を15とする。

別記様式㈱(6)11中「第２条第６号」を「第２条第11号又は第12号」に改め、同様式㈱(6)中11を13とし、13の次に次のように加える。

14　交通障害　第２条第13号又は第14号に該当する事故

別記様式㈱(6)10中「第２条第５号」を「第２条第９号」に改め、同様式㈱(6)中10を11とし、11の次に次のように加える。

12　救護違反　第２条第10号に該当する事故

別記様式㈱(6)９の次に次のように加える。

10　飲酒等　第２条第８号に該当する事故